

シリーズ ゴミのあれこれ

それって「ごみ」それとも「資源」?

問い合わせ：
環境政策課 (☎51・2417)

現在、もやすごみの中には、リサイクルできる古紙が多く混入しています。その量は、地域資源回収などで資源として回収される量の約2倍以上になります。大切な資源を有効活用するため、地域資源回収などにご協力ください。

地域資源回収を利用しましょう!

地域資源回収を利用することで、ごみとして処理される資源を減らし、再び資源として活用できるだけでなく、地域の触れ合いを深めることができます。また、地域資源回収で得られた収入により、お祭りなど地域の活動を充実させることもできます。

【対象品目】

新聞・チラシ、ダンボール、雑誌(雑がみを含む)、牛乳パック、布、アルミ缶、スチール缶など(品目は実施団体により異なります)

「雑がみ」も大切な資源です!

雑がみとは、菓子箱や包装紙、紙袋などの紙類のことです。雑がみの多くはリサイクルされずに、もやすごみとして処分されていますが、紙袋に入れておけば、バラバラにならずに簡単にまとめることができ、そのまま地域資源回収に出すこともできます。



「リサイクルステーションあずまだ」がオープンします

市は、新たな資源回収拠点である「リサイクルステーションあずまだ」を開設します。ぜひ、ご利用ください。

開設日 7月24日(金)
受入日時 毎日(1月1日～3日を除く) 午後1時～5時

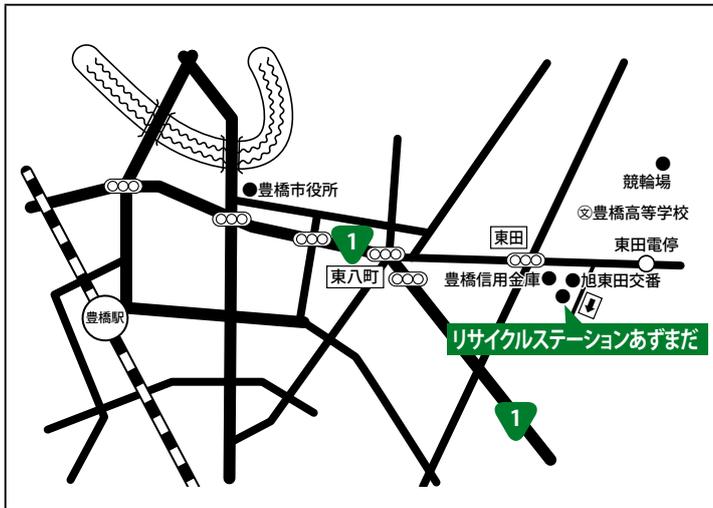
ところ 東雲町30-4 (旭東田交番南)

対象 市内在住の方

受入物 家庭で不用になった新聞・チラシ、雑誌(雑がみを含む)、ダンボール、牛乳パック、布類、食用油、小型家電

その他 事業系ごみの持ち込みはできません

■リサイクルステーションあずまだ (☎63・6660)

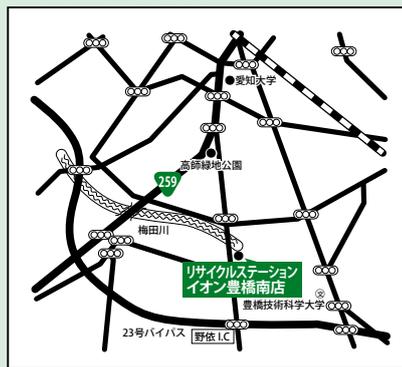


※車でお越しの場合、駐車場入口付近では特に歩行者にご注意ください

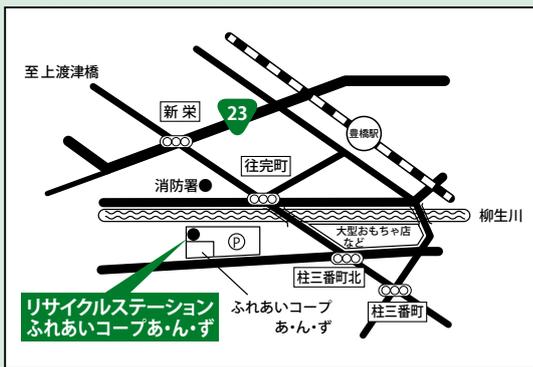
リサイクルステーションイオン豊橋南店、ふれあいコープあ・ん・ずもご利用ください

リサイクルステーションイオン豊橋南店、ふれあいコープあ・ん・ずは、これまで通り開設していますので、ぜひご利用ください。

■リサイクルステーションイオン豊橋南店



■リサイクルステーションふれあいコープあ・ん・ず



平成27年度国民健康保険のお知らせ

問い合わせ

市役所国保年金課 西館1階・8番窓口
 高齢受給者証について／窓口グループ(☎51・2293)
 限度額適用認定証について／保険給付グループ(☎51・2285)

■高齢受給者証を更新します

高齢受給者証は、70歳以上の国民健康保険に加入している方に交付しています。8月1日から使用する高齢受給者証(今回は薄たいだい色)を7月下旬に発送しますので、医療機関にかかる時は、国民健康保険被保険者証と一緒に窓口に提示してください。

■限度額適用認定証などは更新申請が必要です

入院や高額な外来治療を受ける際の支払い金額を抑えることができる「限度額適用認定証」「限度額適用・食事(生活)療養標準負担額減額認定証」や、入院時の食事代が減額される「食事(生活)療養標準負担額減額認定証」が必要な方は申請(更新)の手続きが必要です。医療機関窓口「限度額適用認定証」を提示した場合、1か月の医療費は下表の区分に応じた自己負担限度額までの支払いで済みます。

申請に必要なもの

①国民健康保険被保険者証②現在お持ちの認定証③市民税非課税世帯の方が平成26年8月以降に合計91日以上入院している場合、医療機関の領収証または入院証明書
 ※別世帯の代理の方が手続きをする場合はご相談ください
申請 8月3日から国保年金課8番窓口

■高額療養費の自己負担限度額

区分	自己負担限度額(1か月あたり)		多数該当(※2)	
年齢	所得要件(※1)	適用区分		
70歳未満	901万円超	ア	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
	600万円超～901万円以下	イ	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
	210万円超～600万円以下	ウ	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	210万円以下	エ	57,600円	44,400円
	市民税非課税世帯	オ	35,400円	24,600円
70歳以上(入院)	現役並み所得者(※3)		80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
	一般		44,400円	
	市民税非課税Ⅱ		24,600円	
	市民税非課税Ⅰ		15,000円	
70歳以上(外来)	現役並み所得者		44,400円	
	一般		12,000円	
	市民税非課税(Ⅰ・Ⅱ)		8,000円	

・70歳以上で市民税課税世帯の方は高齢受給者証の提示で自己負担限度額までの支払いで済みます

※1 世帯内の国保加入者全員の基礎控除後の所得の合計額

※2 過去1年間で高額療養費の該当が4回目以降の場合

※3 高齢受給者証の一部負担金の割合が3割の方

平成27年度臨時福祉給付金の受け付けが始まります

問い合わせ

豊橋市臨時福祉給付金事務局コールセンター(☎43・5400)

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、平成27年度も所得の低い方々へ、臨時福祉給付金を支給します。

■支給対象者および支給額

平成27年1月1日時点で住民票が豊橋市にあり、平成27年度分市民税(均等割)が課税されない方(自身を扶養している方が課税される場合や生活保護の受給者などは対象外)に対し、1人につき6千円(支給は10月から)

■申請方法

対象となる可能性のある方には、申請書を7月末以降に郵送します。12月28日(消印有効)までに必要事項を記入の上、申請書、本人が確認できる書類(世帯用の場合は支給対象者全員分)および指定口座が確認できる書類の写しなどを添えて同封の封筒で返送してください。また、申請書を直接持参する場合や申請書の記入相談などは、8月3日以降に「臨時福祉給付金窓口(八町通)二丁目 公会堂1階」までお越しください※原則申請期間を過ぎると受け付けできませんのでご注意ください

この給付金の振り込み詐欺や「個人情報」の詐取にご注意ください!!

市町村や厚生労働省の職員がATM(銀行・コンビニなどの現金自動支払機)の操作をお願いすることは絶対にありません。ATMの操作を求められたら、迷わず最寄りの警察署(または警察相談専用電話)☎9110(市役所安全生活課)☎51・2303にご連絡ください。